

令和 7 年度「黄金の茶室」体験プログラム運営サポート業務委託
仕様書

1 委託業務名 令和 7 年度「黄金の茶室」体験プログラム運営サポート業務委託

2 業務の目的

本県では、令和 2 年度から「はじまりの名護屋城。」をコンセプトとして、能や茶道、陶磁器など伝統文化発展の“はじまりの地”となった名護屋城の意義を広く発信するとともに、文化観光による地域活性化を図る取組みを推進しており、その一環として、名護屋城で豊臣秀吉が用いた「黄金の茶室」を令和 4 年 3 月に名護屋城博物館内に復元展示した。

本業務は、「黄金の茶室」を活用した体験プログラム（以下、「プログラム」という。）を実施するに当たり、その運営について円滑かつ効果的に行うためのサポートを行うものである。

3 委託期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）

4 履行場所 唐津市鎮西町名護屋 1931-3 佐賀県立名護屋城博物館

5 プログラムの概要 【別紙 1】（「黄金の茶室」体験プログラム企画書）のとおり

6 委託業務の内容

(1) プログラムの運営補助（スタッフ配置は 2 名以上とする）

ア 参加者への注意事項等の説明

イ 参加者の会場への誘導（簡易的な介助等を含む）

ウ 体験プログラムの運営補助（靴や手荷物の預かり・返却、小上がりの設置・撤去、「黄金の茶室」障子の開閉、手指消毒、記念写真撮影）

エ 他の見学者を対象としたサイン等の掲示

オ 他の見学者への説明や誘導

カ 物品の搬出入の補助

(2) 参加者アンケートの集計

参加者アンケートを集計し提出する。ただし、アンケート用紙は本館が作成する。

(3) プログラム実施日数に応じて、以下により呈茶を担当する茶道団体へ経費の支払いを行う。

ア 経費は、1 日あたり 4 万円とする。半日の場合は 2 万 7 千円とする。

イ 実施予定日数は 20 日とし、うち 1 日を 18 日、半日を 2 日とする。

- (4) 呈茶に使用予定の【別紙2】の茶碗について、破損等の事故が生じた場合の損害を補償する保険に加入する。
- (5) 地元産品を活用し、太閤コース参加者の記念品（2千円相当）の調達を行う。調達する数量は34人分とする。

7 その他必要な業務

委託業務を実施するに当たり、本館との連絡・調整を円滑なものとするため、必要に応じて打合せを行うこと。その他、本仕様書にない事項については、その都度本館と協議を行い決定する。

8 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、納入期限までに納めるものとする。

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 本業務において制作・調達した製品、資料等
- (3) その他本館と受注者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

9 業務遂行上の留意事項

- (1) 募集日に申込みが無かった場合、別日を設定する場合がある。また、実績日数に応じて契約額を増減する場合がある。
- (2) プログラム実施に際しては、原則として本館が貸与するユニホーム（ポロシャツ等）を着用すること。
- (3) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、本館からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (4) 本事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (5) 本事業を実施するにあたり、市町および地元団体との連絡・調整に必要な資料の作成、打合せへの同席を指示することがある。
- (6) 本業務の実施にかかる関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出を含む）については、受託者が行うこととする。
- (7) 設備・資機材は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- (8) 受託者による会場の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (9) 受託者は本事業の実施にあたって必要な保険に加入すること。なお、加入後は保険書類の写しを名護屋城博物館に提出すること。
- (10) 本事業において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる

場合には、著作権処理等を行うこと。

(11) 業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。また、主たる部分以外の業務などを第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとし、この場合においては、佐賀県内に本店や支店等を有する事業者への発注を考慮することとする。

(12) 業務完了の後は、速やかに業務完了報告書を作成して名護屋城博物館の確認を受けること。

(13) 本事業において作成される成果物の著作権については、全て名護屋城博物館に帰属する。

(14) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。

ア 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。

イ 受託業務目的以外の利用の禁止

ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止

エ 業務従事者による個人情報保護の誓約

オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化

カ 本館が実施する情報セキュリティ実施状況の確認に、誠実に対応し、不備があれば直ちに是正すること

10 仕様書の変更等

(1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、名護屋城博物館・受託者協議の上、変更することができるものとする。

(2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、名護屋城博物館・受託者協議の上、決定するものとする。

11 その他

(1) 守秘義務事項

ア 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

イ 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。

ウ ア・イの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(2) 個人情報の保護

ア 受託者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。

イ 受託者は、受託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、前項の特記事項を遵守させなければならない。

【別紙 1】 令和 7 年度「黄金の茶室」体験プログラム企画書

(1) 実施期間 令和 7 年 5 月から令和 8 年 3 月末

(2) 予定日数 上記 (1) のうち 20 日
(実施予定日は【別紙 3】のとおり)

(3) 概要

- 参加者が黄金の茶室の中に入り、茶室空間を体感（追体験）していただく体験型のプログラム（抹茶・菓子付き、呈茶は点て出しとする）
- 一日のプログラムは 5 クール（10 時～11 時、13 時～15 時の各 60 分おき）とする。
ただし、夏季は 3 クール（10 時～12 時の各 60 分おき）とする場合がある。
- 一度に体験できる人数（茶室に入る人数）は原則 2 名とする
- 体験プログラムの進行（解説含む）は、本館職員及び担当の茶道団体が行う

(4) プログラムの種類

①大名コース（25～30 分間）

- ・実施中も一般見学可、ただし写真撮影は不可
- ・学芸員による解説、呈茶、写真撮影等
- ・参加料金はひとり 5,000 円

②太閤コース（35～40 分間）

- ・実施中は一般見学不可
- ・学芸員による解説、呈茶、陶磁器鑑賞、写真撮影等
- ・参加料金はひとり 10,000 円

(5) 呈茶担当

主に唐津市内の茶道団体（裏千家唐津支部、宗偏流唐津支部、表千家唐津、茶苑海月）が担当する。（茶道団体との連絡調整は、原則として本館が行う）

(6) その他

- ・プログラムの実施については、原則として申込状況を受けて 3 日前に決定する。
- ・参加料の受納は本館にて行う。

【別紙２】 体験プログラムで使用する茶碗

No.	名称	点数	評価額（円）	所蔵
1	叩き唐津黒斑茶盃	1		九州陶磁文化館
2	斑唐津皮鯨茶盃	1		九州陶磁文化館
3	唐津茶盃	1		九州陶磁文化館
4	絵唐津茶盃	1		九州陶磁文化館
5	斑唐津茶盃	1		九州陶磁文化館
6	釉裏金彩石垣文茶盃	1		個人
7	釉裏金彩幾何文茶盃	1		個人
計		7	2,816,000	

【別紙 3】 令和 7 年度「黄金の茶室」体験プログラムの実施予定日

回数	月日	曜日	プログラムの開始時間
1	5 月 16 日	金	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
2	5 月 17 日	土	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
3	6 月 7 日	土	10 時、11 時、12 時
4	6 月 8 日	日	10 時、11 時、12 時
5	9 月 26 日	金	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
6	9 月 27 日	土	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
7	10 月 10 日	金	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
8	10 月 11 日	土	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
9	10 月 12 日	日	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
10	11 月 7 日	金	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
11	11 月 8 日	土	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
12	11 月 9 日	日	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
13	11 月 23 日	日	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
14	1 月 24 日	土	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
15	1 月 25 日	日	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
16	2 月 13 日	金	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
17	2 月 14 日	土	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
18	2 月 15 日	日	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
19	3 月 14 日	土	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時
20	3 月 15 日	日	10 時、11 時、13 時、14 時、15 時